

令和7年度 京都市立洛西中学校いじめの防止等基本方針

I 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。冷やかしやからかい等、初期段階のいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめ認知）、適切に指導し、解決につなげることが重要である。また、解決したいじめ事案についても見守りが必要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的のもと、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

【目指す学校像】 ○生徒が「学ぶ楽しさ」と「わかる喜び」を実感し、目を輝かせて主体的に学ぶ学校

○自他の違いを認め尊重し、各自が自尊感情を高め、人権の大切さを感じできる学校

○地域との連携を重んじ、地域との連携を重んじ、地域の支援を強みにし、地域から信頼される学校

- ・いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- ・すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにする。いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。
- ・いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

(1) 委員会名 『いじめ対策委員会』

(2) 構成員（職名又は校務分掌 ★はチーフ）

★生徒指導部長、校長、教頭、教務主任、補導主任、学年主任（3名）、生徒会主任、養護教諭、教育相談主任の計11名（必要に応じて当該学級の担任）

(3) 開催時期

定例委員会は、毎月1回開催（生徒指導委員会に併せて開催）
(緊急対応の場合は、この限りではない。)

(4) いじめ対策委員会として取り組む内容

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の生徒の情報交換と課題の共有

- ・いじめに関わる情報に対する指導や支援、及び保護者との連携対応の確認
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応
(会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載)
- ・基本方針の見直しや改善策の再検討
- ・現状を踏まえた取組や研修等の企画、運営

(5) 周知方法：本委員会について、生徒や保護者に集会やホームページ等で伝達し、安心感を得られるようにする。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 授業改善の取組

- ・あらゆる場面で「仲間づくり」を推進し、すべての生徒が安心して過ごせる学級経営に取り組み、学びに向かう集団づくりを徹底する。
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく「学習指導計画表」を作成し、すべての生徒が「学ぶ楽しさ」と「わかる喜び」を実感できる授業を行う。
- ・学習規律の確立に努め、すべての生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・すべての生徒に習得すべき基礎学力の定着を図る。
- ・「放課後学習会」への参加を呼びかけて、自学自習の定着を図る。
- ・「小中一貫教育推進事業」を通して、小中で学習規律の向上と家庭学習の定着を図る。

イ 道徳教育・人権教育の推進

- ・「仲間づくり」を推進し、温かく、正義が根底にある学級づくりを進める。そのために教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・それぞれ違う個性や特性を認め尊重し、互いに支え高め合える集団づくりを目指し、全員が安心して過ごせる学級を基本に、共に協力して生きる社会を築くための素地を育てる。
- ・全校の取組として全校集会や休日参観等で、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「道徳の授業（学年道徳を含む）」を実施し、生徒・保護者に理解や協力を求める。

ウ 体験活動の充実

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して、生徒同士のつながりを構築し、「仲間づくり」を推進する。
- ・学校行事（修学旅行・校外学習・学校祭体育の部や文化の部・合唱コンクール等）を通して、集団としてのあるべき姿を考えさせ、善悪の判断力や人間関係づくりを行う。
- ・高齢者や障害のある方との交流や地域の方との協働体験活動を通して、道徳的価値の深まりを図る。

エ 生徒の自主活動の活性化

- ・生徒会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・憲法月間や人権月間に合わせて「いじめや命の問題」を取り上げ、人権標語等を作成する。
- ・生徒会を中心とした主体的な活動を通して、生徒間の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。（挨拶運動や生活確立週間の取組、全校集会時のいじめ防止の呼びかけ等）

オ 生徒への働きかけ

- ・生徒会図書委員会の活動に合わせて、図書室に「いじめ問題」をはじめ、人権に関わる本のコーナーを設置し啓発に努める。
- ・適宜「学級だより・学年だより等」に、いじめや命に係わるコラムを載せる。
- ・非行防止教室や防煙教室、ケータイ教室等の機会に、学級や学年でマナー・モラルについて話し合わせる。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 情報の集約と共有

- ・すべての教職員は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して学年教職員に伝え、すべての教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、すべての教職員で情報等を共有する。

イ 生徒に対する定期的な調査

○アンケートの実施

- ・前期・後期の教育相談に合わせて、アンケート（「いじめ」の項目を含む）を実施したり、クラスマネジメントシートを複数回活用し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。
- ・学校評価の生徒によるアンケート（記名式）において、いじめを予測できる項目をもとに、実態の把握に努める。

○教育相談の実施

- ・年2回（5月・10月予定）、教育相談週間を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ず事前にアンケートの結果を把握し、生徒の観察に努める。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について生徒への指導、保護者や地域への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」等での学習を通して啓発に努め、保護者にも協力を周知する。
- ・インターネットに関する問題行動等の事例研修を校内で行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

(3) いじめが起こったときの措置

ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。冷やかしやからかい等の初期段階のいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめ認知）、適切に指導し解決につなげることが重要である。

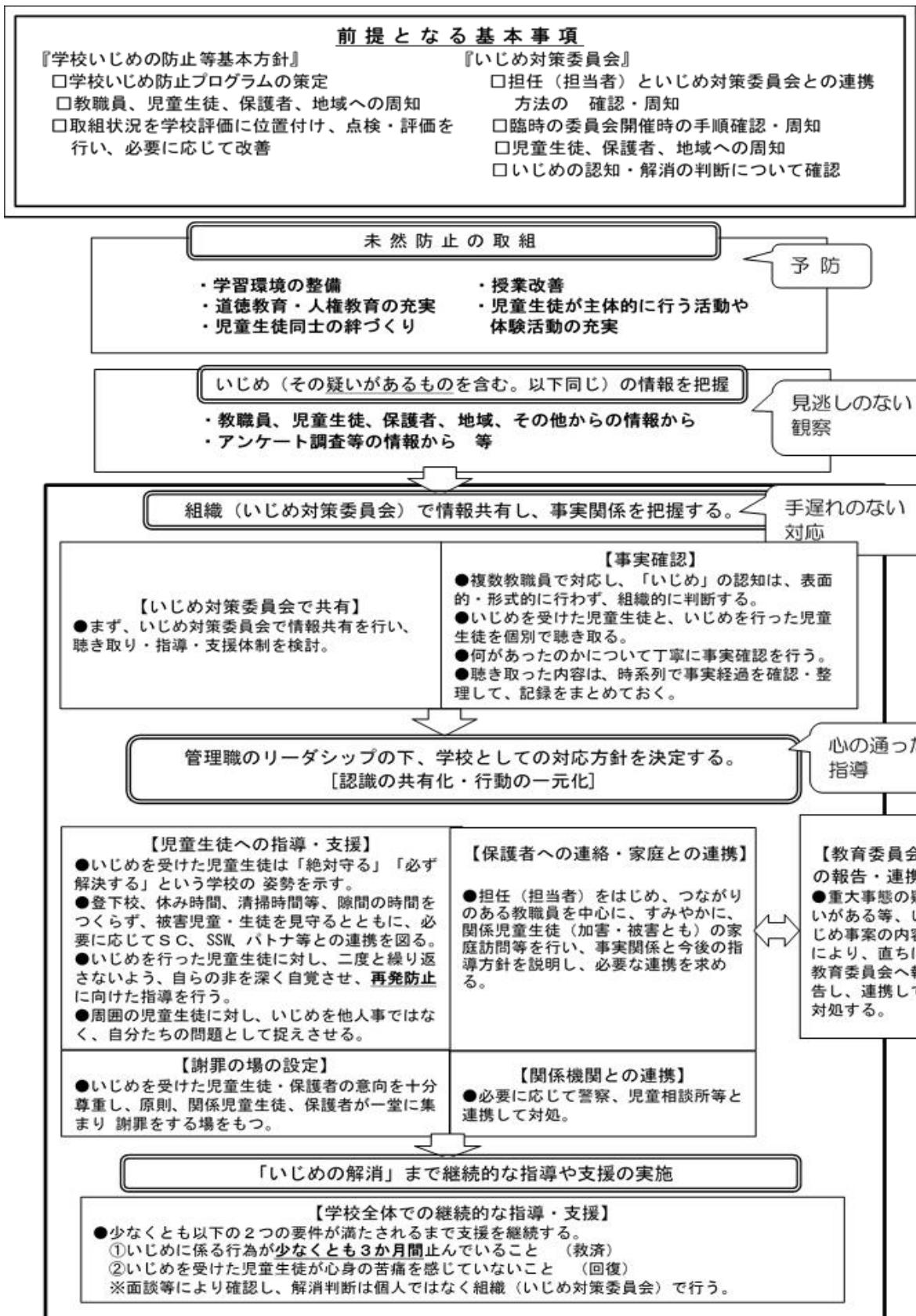
また、解消したいじめ事案についても見守りが必要である。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害生徒の支援や加害生徒への指導、周りの生徒の状況把握と指導、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめが発覚したときの対応

次のフローチャートを基本とするが、常に被害を受けた生徒や保護者の心情に寄り添いながら

ら、「いじめ対策委員会」で情報を共有しつつ、解決に向けて方策を検討する。また「いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること」「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の要件が満たされるまで、支援の継続を行う。その際、面談等により確認し、解消判断は個人ではなく「いじめ対策委員会」で行う。

＜いじめ事案に対する基本的な対応の流れ＞



(4) 教職員の資質向上（校内研修）

- ・「いじめ防止対策推進法」や「京都市いじめの防止等取組指針」、「洛西中学校いじめの防止等基本方針」を踏まえ、すべての教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等について、校内研修の充実を図る。
- ・4月、夏季に生徒指導研修会を実施する。また、必要に応じて適宜行うものとする。
- ・毎月の職員会議後に各学年の情報交換を行い、いじめの早期発見・早期対応を考える。
- ・具体的な内容は、「生徒の実態把握」「洛西中学校いじめの防止等基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「アンケート結果を基にした研修」等とする。

4 保護者、地域、関係機関との連携

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「洛西中学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・PTAとの連携のもと、いじめ問題や「洛西中学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深めるために、家庭教育学級や地生連での研修会等も適宜計画する。
- ・いじめの事案によっては、警察との連携を密にし、被害生徒の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、被害生徒・加害生徒の精神的ケアを図る。
- ・日常からスクールカウンセラー及び西京署スクールサポーターとの連携を密にする。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけを、PTAや学校運営協議会の協力のもと進める。
- ・学校評価年間計画に基づき、学校評価アンケートを定期的に行い結果を分析し、成果と課題を周知する。その際、PDCAサイクルでの見直しも行う。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校のもとに組織を設け、質問票の使用やその他の適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査に係わる事実関係や他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態として取り扱う案件は、以下の通りである。

- ① 生命・心身又は財産に、重大な被害が生じた疑いのあるとき
- ② 相当期間（約3か月の期間）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
それ以外にも生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときも、重大事態の疑いのあるものとして対応する。

本校が調査の主体となる場合は、本校に組織を設け、次のことを速やかに行う。

- ・事実関係を明確にするための調査
- ・必要に応じた適切な保護者への情報提供
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告
- ・調査結果を踏まえた適切な指導・対応
- ・同種の事態発生の防止に向けた取組の推進

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査への協力をする。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。

ただしコロナウイルス感染予防の観点から、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や 教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「生徒・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム」	・始業式、入学式で、「仲間づくり」を学校全体で推進することを話す。(いじめ対策委員の紹介も含む)。 ・学級開き ・学級目標決め ・新入生を迎える会	・前年度の記名式アンケートとクラスマネジメントシートについて確認と共有	
5	◇いじめ対策委員会② 「未然防止に向けた取組の確認」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆校内研修会② 「生徒理解（いじめ、不登校、健康等）」 「学校評価項目の確認」	・憲法月間の話「基本的人権の尊重といじめ問題」について 【1年】 非行防止教室	・第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有① ・教育相談の実施①	・教育課程説明会 ・休日授業参観 ・PTA書面決議 ・学校運営協議会
6	◇いじめ対策委員会③ 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」	・生徒総会 【2年】 チャレンジ体験 【3年】 修学旅行	・第1回記名式アンケートの実施、学年集約と共有①	
7	◇いじめ対策委員会④ ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」	・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会		・三者懇談会 ・前期学校評価
8	◇いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直し」 ◆校内夏季研修会③ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 ◆生徒指導委員会 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」 ◆小中合同研修会 「道徳、生徒指導（いじめ、不登校）について」 「小中カリキュラムの接続について」		・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	・小中連絡会
9	◇いじめ対策委員会⑥ 「学校における生徒指導体制の確認」	・学校祭体育の部、文化の部に向けての取組		・進路保護者会

10	<p>◇いじめ対策委員会⑦ 「学校評価の結果について」 「記名式アンケートの実施に向けて」</p> <p>◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」</p> <p>◆校内研修会 「いじめに特化した出前研修」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校祭体育の部 ・学校祭文化の部 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有② ・教育相談の実施② (3年進路相談) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の実施 ・小中合同検証会議 ・道徳公開授業
11	<p>◇いじめ対策委員会⑧ 「学校評価を受けて改善策を考える」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」</p> <p>◆職員会議・研修会④ 「学校評価に基づく改善策について」 「人権学習について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・洛西フェスティバル ・小中オープنسクール ・小中部活動見学 【1年】校外学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有② 	<ul style="list-style-type: none"> ・進路保護者会 ・入学説明会 ・家庭地域教育講座
12	<p>◇いじめ対策委員会⑨ 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 「いじめ防止プログラムの見直し」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習 ・人権標語の作成と発表 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会 【1年】福祉体験 		<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談会 ・後期学校評価
1	<p>◇いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 ◆年間反省（部会ごと） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小中連携の情報の集約について 【2年】校外学習 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の実施
2	<p>◇いじめ対策委員会⑪ 「クラスマネジメントシートの結果から」 「学校評価の結果について」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」</p> <p>◆年間反省（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【3年】薬物乱用防止教室 		<ul style="list-style-type: none"> ・小中合同検証会議 ・学校運営協議会
3	<p>◇いじめ対策委員会⑫ 「学校評価の結果について」 「いじめ防止プログラムの見直し」</p> <p>◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・記名式アンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管 	
<p>※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。</p> <p>※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については、日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。</p> <p>※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を臨時で速やかに開催する。 事案の経過や解消の確認（指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過）については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、隨時行き情報等を共有する。</p>				